

国立大学法人鹿屋体育大学旅費規則

	平成 1 6 年 4 月 1 日
	規 則 第 4 0 号
改正	平成 1 8 年 3 月 2 4 日
	規 則 第 1 1 号
	平成 1 9 年 3 月 2 2 日
	規 則 第 1 7 号
	平成 2 0 年 3 月 1 9 日
	規 則 第 9 号
	平成 2 3 年 3 月 3 1 日
	規 則 第 1 9 号
	平成 2 9 年 6 月 8 日
	規 則 第 1 8 号
	令 和 4 年 2 月 2 日
	規 則 第 1 0 号
	令 和 7 年 1 0 月 2 3 日
	規 則 第 2 6 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 1 4 条)
- 第 2 章 旅費の種類及び内容(第 1 5 条―第 2 7 条)
- 第 3 章 雑則(第 2 8 条―第 3 5 条)

附則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「法人」という。）の業務のために旅行する法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）並びに役職員以外の者に対して支給する旅費に関する基本的な事項を定め、もって、業務の円滑な運営と旅費の適正な支出を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「役員」とは、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成 1 6 年規則第 1 号）第 7 条に規定する学長及び理事並びに監事をいう。
- 二 「職員」とは、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成 1 6 年規則第 2 0 号）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。
- 三 「内国旅行」とは、本邦（北海道、本州、四国、九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- 四 「外国旅行」とは、本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- 五 「出張」とは、役職員が法人の業務のため一時その常時勤務する事務所（以下「事務所」という。常時勤務する事務所がない場合又は学長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は役職員以外の者が法人の業務のため一時その住所又は居所を離

れて旅行することをいう。

六 「赴任」とは、新たに採用された役職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から事務所に旅行し、又は出向を命じられた役職員がその出向に伴う移転のため旧事務所から新事務所に旅行することをいう。

七 「帰住」とは、役職員が退職し、又は死亡した場合において、その役職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

八 「家族」とは、内国旅行にあつては役職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で役職員と生計を一にする者をいい、外国旅行にあつては役職員の配偶者及び子で役職員と生計を一にする者をいう。

九 「遺族」とは、役職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに役職員の死亡当時役職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

（旅費の支給）

第3条 役職員が出張し、又は赴任した場合には、当該役職員に対し、旅費を支給する。

2 役職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

二 役職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

三 役職員が死亡した場合において、当該役職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 役職員が、外国の勤務地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該役職員

五 役職員が、外国の勤務地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員の遺族

六 外国勤務の役職員が死亡した場合において、当該役職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国勤務の役職員の配偶者又は子が、当該役職員の勤務地において死亡し、又は赴任のため随伴中若しくは家族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦へ帰る途中の外国旅行中に死亡した場合には、当該役職員

3 役職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則第16条（第1項第1号を除く。）、第17条若しくは第49条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 役職員以外の者が、法人の依頼に応じ、法人の業務の遂行を補助するために旅行する場合には、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができるときは、当該家族を含む。次項において同じ。）が、その出発前に旅行命令権者の判断で旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を取り消され又は変更され、或いは死亡した場合において、その旅行のため既に支出した金額があるとき又は支出しなければならない金額があるときは、その金額のうちその者の損失となった金額で鹿屋体育大学旅費細則（平成16年細則第11号。以下「旅費細則」という。）で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行期間中の交通機関の事故、天災、宿泊施設の火災その他本人の責に帰すべきでない理由で、概算

払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で旅費細則で定める金額を旅費として支給することができる。

（旅費の支給区分）

第4条 役職員に係る旅費の支給区分は、第23条に規定する転居費を除き次の各号に掲げるところによる。

一 役員

二 教職員等（役員以外）

2 学外委員及び非常勤の職員に係る旅費の支給区分は、別表第1の定めるところによる。

3 前2項以外の者に係る旅費の支給区分は、別表第2に定めるところによる。

（旅行命令等）

第5条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行わなければならない。

2 旅行命令等は、業務の円滑な遂行を図るため必要がある場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り発することができる。

（旅行命令等の手続き）

第6条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更（取消を含む。以下同じ。）する場合には、旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載又は記録し、これを当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。

2 旅行命令権者は、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更した場合には、速やかに旅行命令（依頼）書に旅費細則で定める事項を記載しなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第7条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行をしたときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給をうけることができる。

（旅費の種類）

第8条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費をいう。）、移動手当、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第2章の定めるところによる。

（旅費の計算）

第9条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第2章で定める種類及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行することができない場合には、その実際の経路及び方法によって計算する。

（事務所等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費）

第10条 事務所又は旅行地（以下この項において「事務所等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、事務所等以外の地から目的地に至る旅費の額と

事務所等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

- 2 既に旅行している者が、旅行地から事務所以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から事務所以外の地に至る旅費の額と旅行地から事務所に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（2事業年度にわたる旅費の支給）

第11条 出張の期間が2事業年度にわたる場合の旅費は、原則として2事業年度に区分して支給する。その区分は、事業年度経過後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。

- 2 前項の特例として、内国旅行については、当該旅行のうち翌年度に係る日数が14日以内の場合に限り、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から概算払で支給することができる。
- 3 第1項の特例として、外国旅行については、当該旅行の期間とその旅行開始直前10日間の準備期間とを通じた旅費を、当該2事業年度のうち前事業年度の予算から概算払で支給することができる。
- 4 前2項の規定により支給した旅費の精算によって生ずる返納金又は追給金は、その精算を行った日の属する事業年度の収入又は支出とする。
- 5 赴任旅費の支給については、出向のための実際の旅行が前事業年度中に行われる場合であっても、採用発令日の属する事業年度の予算によるものとする。

（職務の変更等があった場合の区分）

第12条 出張中又は赴任中における年度の経過、出張者又は出向者の職務が変更されたことに伴い交通費を区分して計算する必要がある場合には、職務等の変更後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分する。

（旅費の請求手続）

第13条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとする者は、旅費細則で定める必要書類を出納役に提出しなければならない。この場合において、必要書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったためその旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に、当該旅行の旅費を精算しなければならない。
- 3 第3条第6項の規定により支給した旅費の精算については、前項の規定にかかわらず旅費細則に定める方法によるものとする。

（返納金等）

第14条 出納役は、前条の規定による精算の結果返納金があった場合には、速やかに返納金を納付させるための告知手続きをとり、告知した翌日より起算して20日以内に、当該返納金を納付させるものとする。

- 2 出納役は、前条の規定による精算の結果追給金があった場合には、速やかに追給金を支給するための手続きをとり、当該追給金を支給するものとする。
- 3 出納役は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第13条第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に返納金を納付しなかった場合には、出納役がその後においてその者に対し支払う旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該返納金に相当する金額を差し引かなければならない。

第2章 旅費の種類及び内容

（鉄道賃）

第15条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2

号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（内国旅行にあつては役員並びに旅行命令権者が特に必要と認めた者に限り、外国旅行にあつては役員に限る。）

六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 運賃の等級が区分された鉄道により移動するときの運賃の額の上限は、別表第3のとおりとする。

（船賃）

第16条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（内国旅行にあつては役員に限る。）

五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 運賃の等級が区分された船舶により移動するときの運賃の額の上限は、別表第4のとおりとする。

（航空賃）

第17条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 運賃の等級が区分された航空機により移動するときの運賃の額の上限は、内国旅行の場合にあつては、最下級の運賃の額とし、外国旅行の場合にあつては、別表第5のとおりとする。

（その他の交通費）

第18条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第3号までに掲げる費用は、業務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 前号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

三 前2号に掲げる費用に付随する費用

（移動手当）

第19条 移動手当は、用務地内の移動にかかる交通費に充てるための費用とし、その額は、別表第6の定額とする。

(宿泊費)

第 20 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第 7 の額を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

3 前項に規定する「特別な事情がある場合」とは、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

一 内国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が別表第 6 の額を超える場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 国際会議（役員が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

二 外国の宿泊にあつては、現に支払った費用の額が別表第 6 の額を超える場合であつて、次のいずれかに該当するとき。

イ 国際会議（これに準ずるものを含む。以下このイ及びロにおいて同じ。）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

ロ 国際会議に出席するため役員の外国旅行に同行する者が役員と同一の宿泊施設に宿泊しなければ業務の運営上支障を来すとき。

ハ 業務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

ニ 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。

(包括宿泊費)

第 21 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の上限基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第 22 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費を充てるための費用とし、その額は、別表第 8 の定額とする。

2 宿泊手当の額は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 2 の額

二 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、別表第 7 のとおりとする。ただし、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費)

第 23 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用とし、その額は、別表第 9 の定額とする。

(着後滞在費)

第 24 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行に

あつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第25条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 内国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このイ及びロ並びに次号イからハまでにおいて同じ。）を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

二 外国旅行にあつては、次に掲げる額

イ 赴任の際学長の許可を受け、家族を役職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、役職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を役職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における役職員の新居住地）に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

ハ イに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後学長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号イの規定に準じて算定した額

ニ 外国に赴任後学長の許可を受け、家族（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、イの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号ロ又は第2号ロ若しくはハに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第26条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額とする。

(死亡手当)

第27条 死亡手当は、役職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、別表第10の定額とする。

第3章 雑則

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。

一 第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 役職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職

等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新勤務地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国勤務の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該役職員の本邦への出張における出張地を旧勤務地とみなして前号イの規定に準じた旅費のほか、次号ハ又はニ及び次項の規定に準じた旅費

三 第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費

イ 外国勤務の役職員がその勤務地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧勤務地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）

ロ 本邦勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

ハ 外国勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧勤務地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) ロの規定に準じた旅費

(2) 家財又は家族を旧勤務地から本邦に移転する必要がある場合には、(1)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧勤務地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

ニ 外国勤務の役職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧勤務地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

(1) 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧勤務地に旅行するものとして計算した旅費

(2) イの規定に準じた旅費

2 前項の場合において、退職等となった役職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 学長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第29条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費は（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて次の各号に掲げる旅費とする。

一 本邦勤務の役職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

イ 役職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

二 本邦に出張のための外国旅行中の外国勤務の役職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号イの規定に準じた旅費

三 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

四 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費

イ 出張の例に準じ、役職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

ロ 役職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、役職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

五 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、役職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（直後滞在費に相当する部分を除く。）

六 第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、役職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第9号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、第25条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新勤務地又は新居住地とみなす。

（旅費の支給額の上限）

第31条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第15条第1項各号、第16条第1項各号、第17条第1項各号及び第18条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第9条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第20条、第21条、第23条、第24条、第25条第1項及び第26条並びに第9条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第32条 学長は、旅行者が法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規則又は旅費に関する他の法律の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しない。

2 学長は、旅行者がこの規則による旅費により旅行することが当該旅行の性質又は特別の事情により困難であると認める場合には、かかる実費を上限として支給することができる。

3 第1項の規定にかかわらず学長は、予算上の制約がある場合は、移動手当及び宿泊手当の範囲内で、旅費を減額して支給することができる。

（旅費の返納）

第33条 学長は、旅行者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規則又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、学長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支払う旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

（端数の取扱い）

第34条 この規則の定めによって算出した旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切

り捨てる。

(雑則)

第 35 条 この規則に定めのないものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 18. 3. 24 規則第 11 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 19. 3. 22 規則第 17 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 20. 3. 19 規則第 9 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 23. 3. 31 規則第 19 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 29. 6. 8 規則第 18 号)

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令 4. 2. 2 規則第 10 号)

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 7. 10. 23 規則第 26 号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 学外委員、非常勤職員の旅費の支給区分（第4条第2項関係）

区 分	学外委員	非常勤職員
役 員	経営協議会学外委員 学長選考・監察会議学外委員	
教職員等 （役員以外）		国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則第2条第1項第1号、第2号に該当する者

別表第2 役職員、学外委員、非常勤の職員以外の者の旅費の支給区分（第4条第3項関係）

	役員及び職員以外の者	支給区分
1	国立大学法人及び独立行政法人その他これに準じる機関の役員	役 員
2	国務大臣又は国会議員	
3	法律又は政令に基づき設置された審議会等の委員	
4	地方公共団体の長	
5	地方公共団体が設置する大学又は私立大学の長、役員又はこれと同等の職にある者	
6	国立大学法人及び独立行政法人その他これに準じる機関並びに地方公共団体が設置する大学又は私立大学の役員以外の教職員	教職員等（役員以外）
7	都道府県議会の議員	
8	市町村議会の議員	
9	学識経験者又は専門的知識を有する者	
10	学生又は生徒	教職員等（役員以外）
11	1から10までの職以外の者	

備考

- 退職当時の職が、1から8の支給区分に該当する場合は、当該支給区分を適用する。
- 同一人物で複数の支給区分に該当する場合は、旅費額の高い方の旅費区分とする。
- 特別の理由により規定によりがたい場合は、その者の身分、経歴及び用務の性質を考慮し、学長がその都度定める。

別表第3 鉄道賃にかかる運賃の額の上限（第15条関係）

区分	内国旅行	外国旅行	
	2階級に区分する鉄道	3階級以上に区分する鉄道	2階級に区分する鉄道
役員	最上級	最上級	最上級
教職員等（役員以外）	最下級	最上級の直近下位の級	

別表第4 船賃にかかる運賃の額の上限（第16条関係）

区分	内国旅行		外国旅行	
	3階級以上に区分する船舶	2階級に区分する船舶	3階級に区分する船舶	2階級に区分する船舶
役員	最上級	最上級	最上級	最上級
教職員等（役員以外）	最上級の直近下位の級	最下級	最上級の直近下位の級	

別表第5 航空賃にかかる運賃の額の上限（第17条関係）

区分	外国旅行	
	3階級以上に区分する航空機	2階級に区分する航空機
役員	最上級の直近下位の級	最上級
教職員等（役員以外）	上記直近下位の級	最下級

備考

- 3階級以上に区分する航空機による旅行の場合であって、学長が特に必要と認めた者については、最上級の運賃を支給することができる。
- 長時間にわたる航空機による旅行（一の旅行区間における所要時間が8時間以上の移動のことをいう。）をする者については、次の各号に掲げる運賃を支給することができる。
 - 3階級以上に区分する航空機による旅行の場合は、最上級の直近下位の級の運賃
 - 2階級に区分する航空機による旅行の場合は、最上級の運賃

別表第6 移動手当（第19条関係）

1 内国旅行

区 分	役 員	教職員等（役員以外）
移動手当 （1日につき）	1,300円	1,100円

2 外国旅行

区 分	役 員	教職員等（役員以外）
-----	-----	------------

移動手当 (1日につき)	指定地域	3,600円	2,900円
	指定地域以外	2,700円	2,200円

備考

1 表中の「指定地域、指定地域以外」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 指定地域

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャンの地域及び北米地域、欧州地域、中近東地域として第2項で定める地域のうち、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域。

(2) 指定地域以外の地域

前項に掲げる地域以外の地域（本邦を除く。）

2 第1項に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域」とは、次の各号に規定する地域とする。

(1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しょ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。）、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ（アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。）

(3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しょ

3 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における移動手当の額は、表中の定額とする。

別表第7 宿泊費の上限基準額（第20条関係）

1 本邦

区分	上限基準額（一夜につき）	
	役員	教職員等（役員以外）
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円

東京都	27,000 円	19,000 円
神奈川県	22,000 円	16,000 円
新潟県	22,000 円	16,000 円
富山県	15,000 円	11,000 円
石川県	13,000 円	9,000 円
福井県	14,000 円	10,000 円
山梨県	17,000 円	12,000 円
長野県	15,000 円	11,000 円
岐阜県	18,000 円	13,000 円
静岡県	13,000 円	9,000 円
愛知県	15,000 円	11,000 円
三重県	13,000 円	9,000 円
滋賀県	15,000 円	11,000 円
京都府	27,000 円	19,000 円
大阪府	18,000 円	13,000 円
兵庫県	17,000 円	12,000 円
奈良県	15,000 円	11,000 円
和歌山県	15,000 円	11,000 円
鳥取県	11,000 円	8,000 円
島根県	13,000 円	9,000 円
岡山県	14,000 円	10,000 円
広島県	18,000 円	13,000 円
山口県	11,000 円	8,000 円
徳島県	14,000 円	10,000 円
香川県	21,000 円	15,000 円
愛媛県	14,000 円	10,000 円
高知県	15,000 円	11,000 円
福岡県	25,000 円	18,000 円
佐賀県	15,000 円	11,000 円
長崎県	15,000 円	11,000 円
熊本県	20,000 円	14,000 円
大分県	15,000 円	11,000 円
宮崎県	17,000 円	12,000 円
鹿児島県	17,000 円	12,000 円
沖縄県	15,000 円	11,000 円

2 外国

区 分			上限基準額（一夜につき）	
地域	国名	地名	役員	教職員等 （役員以 外）
ア ジ ア	インド	ニューデリー	20,000 円	18,000 円
		コルカタ	11,000 円	10,000 円
		チェンナイ	13,000 円	12,000 円
		ベンガルール	18,000 円	16,000 円
		ムンバイ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円

	インドネシア	ジャカルタ	18,000 円	16,000 円
		スラバヤ	13,000 円	12,000 円
		デンパサール	20,000 円	18,000 円
		メダン	9,000 円	8,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	カンボジア	プノンペン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	シンガポール	シンガポール	37,000 円	34,000 円
		その他の地	37,000 円	34,000 円
	スリランカ	コロンボ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	タイ	バンコク	22,000 円	20,000 円
		チェンマイ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	大韓民国	ソウル	29,000 円	26,000 円
		済州	25,000 円	23,000 円
		釜山	20,000 円	18,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	中華人民共和国	北京	19,000 円	17,000 円
		広州	19,000 円	17,000 円
		上海	19,000 円	17,000 円
		重慶	12,000 円	11,000 円
		瀋陽	10,000 円	9,000 円
		青島	13,000 円	12,000 円
		香港	35,000 円	32,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ネパール	カトマンズ	17,000 円	15,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	パキスタン	イスラマバード	35,000 円	32,000 円
		カラチ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	バングラデシュ	ダッカ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	東ティモール	ディリ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	フィリピン	マニラ	19,000 円	17,000 円
		セブ	21,000 円	19,000 円
		ダバオ	24,000 円	22,000 円

		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ブルネイ	バンダルスリブガワン	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	ベトナム	ハノイ	15,000 円	14,000 円
		ダナン	17,000 円	15,000 円
		ホーチミン	17,000 円	15,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	マレーシア	クアラルンプール	15,000 円	14,000 円
		ペナン	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ミャンマー	ヤンゴン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	モルディブ	マレ	52,000 円	47,000 円
		その他の地	50,000 円	45,000 円
	モンゴル	ウランバートル	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ラオス	ビエンチャン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	その他の国		19,000 円	17,000 円
大 洋 州	オーストラリア	キャンベラ	32,000 円	29,000 円
		シドニー	32,000 円	29,000 円
		パース	30,000 円	27,000 円
		ブリスベン	31,000 円	28,000 円
		メルボルン	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	キリバス	タラワ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	サモア	アピア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ソロモン	ホニアラ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	トンガ	ヌクアロファ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ニュージールランド	ウェリントン	30,000 円	27,000 円
		オークランド	30,000 円	27,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	バヌアツ	ポートビラ	28,000 円	25,000 円

		その他の地	28,000 円	25,000 円
	パプアニューギニア	ポートモレスビー	42,000 円	38,000 円
		その他の地	42,000 円	38,000 円
	パラオ	コロール	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	フィジー	スバ	36,000 円	33,000 円
		その他の地	44,000 円	40,000 円
	マーシャル	マジュロ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ミクロネシア	コロニア	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	その他の国		28,000 円	25,000 円
北米	アメリカ合衆国	ワシントン	59,000 円	54,000 円
		アトランタ	42,000 円	38,000 円
		サンフランシスコ	54,000 円	49,000 円
		シアトル	46,000 円	42,000 円
		シカゴ	48,000 円	44,000 円
		デトロイト	47,000 円	43,000 円
		デンバー	44,000 円	40,000 円
		ナッシュビル	41,000 円	37,000 円
		ニューヨーク	63,000 円	57,000 円
		ハガツニャ	20,000 円	18,000 円
		ヒューストン	31,000 円	28,000 円
		ボストン	65,000 円	59,000 円
		ホノルル	54,000 円	49,000 円
		マイアミ	43,000 円	39,000 円
		ロサンゼルス	46,000 円	42,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	カナダ	オタワ	37,000 円	34,000 円
		カルガリー	37,000 円	34,000 円
		トロント	54,000 円	49,000 円
		バンクーバー	48,000 円	44,000 円
		モントリオール	40,000 円	36,000 円
		その他の地	39,000 円	35,000 円
	その他の国		40,000 円	36,000 円
中 南 米	アルゼンチン	ブエノスアイレス	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ウルグアイ	モンテビデオ	22,000 円	20,000 円

		その他の地	22,000 円	20,000 円
	エクアドル	キト	30,000 円	27,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	エルサルバドル	サンサルバドル	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
	キューバ	ハバナ	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	グアテマラ	グアテマラ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	コスタリカ	サンホセ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	コロンビア	ボゴタ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ジャマイカ	キングストン	48,000 円	44,000 円
		その他の地	48,000 円	44,000 円
	チリ	サンティアゴ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ドミニカ共和国	サントドミンゴ	37,000 円	34,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	44,000 円	40,000 円
		その他の地	40,000 円	36,000 円
	ニカラグア	マナグア	15,000 円	14,000 円
		その他の地	15,000 円	14,000 円
	ハイチ	ポルトープランス	36,000 円	33,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	パナマ	パナマ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	パラグアイ	アスンシオン	24,000 円	22,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	バルバドス	ブリッジタウン	52,000 円	47,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	ブラジル	ブラジリア	18,000 円	16,000 円
		クリチバ	13,000 円	12,000 円
		サンパウロ	22,000 円	20,000 円
		マナウス	15,000 円	14,000 円
		リオデジャネイロ	21,000 円	19,000 円
		レシフェ	14,000 円	13,000 円

		その他の地	12,000 円	11,000 円
	ベネズエラ	カラカス	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	ペルー	リマ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	ボリビア	ラパス	14,000 円	13,000 円
		その他の地	14,000 円	13,000 円
	ホンジュラス	テグシガルパ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	メキシコ	メキシコ	21,000 円	19,000 円
		レオン	19,000 円	17,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	その他の国		15,000 円	14,000 円
欧州	アイスランド	レイキャビク	54,000 円	49,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	アイルランド	ダブリン	40,000 円	36,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	アゼルバイジャン	バクー	28,000 円	25,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	アルバニア	ティラナ	18,000 円	16,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	アルメニア	エレバン	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	イタリア	ローマ	33,000 円	30,000 円
		ミラノ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ウクライナ	キーウ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ウズベキスタン	タシケント	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	英国	ロンドン	48,000 円	44,000 円
		エディンバラ	42,000 円	38,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	エストニア	タリン	21,000 円	19,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	オーストリア	ウィーン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	オランダ	ハーグ	26,000 円	24,000 円

		その他の地	28,000 円	25,000 円
カザフスタン	アスタナ		25,000 円	23,000 円
	その他の地		25,000 円	23,000 円
北マケドニア	スコピエ		23,000 円	21,000 円
	その他の地		22,000 円	20,000 円
キプロス	ニコシア		36,000 円	33,000 円
	その他の地		29,000 円	26,000 円
ギリシア	アテネ		31,000 円	28,000 円
	その他の地		28,000 円	25,000 円
キルギス	ビシュケク		17,000 円	15,000 円
	その他の地		17,000 円	15,000 円
クロアチア	ザグレブ		23,000 円	21,000 円
	その他の地		24,000 円	22,000 円
ジョージア	トビリシ		23,000 円	21,000 円
	その他の地		23,000 円	21,000 円
スイス	ベルン		36,000 円	33,000 円
	ジュネーブ		42,000 円	38,000 円
	その他の地		35,000 円	32,000 円
スウェーデン	ストックホルム		33,000 円	30,000 円
	その他の地		28,000 円	25,000 円
スペイン	マドリード		34,000 円	31,000 円
	バルセロナ		37,000 円	34,000 円
	その他の地		26,000 円	24,000 円
スロバキア	ブラチスラバ		24,000 円	22,000 円
	その他の地		20,000 円	18,000 円
スロベニア	リュブリャナ		25,000 円	23,000 円
	その他の地		24,000 円	22,000 円
セルビア	ベオグラード		28,000 円	25,000 円
	その他の地		23,000 円	21,000 円
タジキスタン	ドゥシャンベ		31,000 円	28,000 円
	その他の地		31,000 円	28,000 円
チェコ	プラハ		21,000 円	19,000 円
	その他の地		19,000 円	17,000 円
デンマーク	コペンハーゲン		37,000 円	34,000 円
	その他の地		33,000 円	30,000 円
ドイツ	ベルリン		28,000 円	25,000 円
	デュッセルドルフ		24,000 円	22,000 円
	ハンブルク		28,000 円	25,000 円

		フランクフルト	22,000 円	20,000 円
		ミュンヘン	26,000 円	24,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	トルクメニスタン	アシガバット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ノルウェー	オスロ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	バチカン	バチカン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	ハンガリー	ブダペスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	フィンランド	ヘルシンキ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	フランス	パリ	42,000 円	38,000 円
		ストラスブール	26,000 円	24,000 円
		マルセイユ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	28,000 円	25,000 円
	ブルガリア	ソフィア	22,000 円	20,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ベラルーシ	ミンスク	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ベルギー	ブリュッセル	37,000 円	34,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ポーランド	ワルシャワ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	18,000 円	16,000 円
	ポルトガル	リスボン	31,000 円	28,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	モルドバ	キシナウ	22,000 円	20,000 円
		その他の地	22,000 円	20,000 円
	ラトビア	リガ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	リトアニア	ビリニュス	20,000 円	18,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
	ルーマニア	ブカレスト	23,000 円	21,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	ルクセンブ	ルクセンブルク	39,000 円	35,000 円

	ルク	その他の地	32,000 円	29,000 円
	ロシア	モスクワ	23,000 円	21,000 円
		ウラジオストク	23,000 円	21,000 円
		サンクトペテルブルク	23,000 円	21,000 円
		ハバロフスク	23,000 円	21,000 円
		ユジノサハリンスク	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	その他の国		23,000 円	21,000 円
中東	アフガニスタン	カブール	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	アラブ首長国連邦	アブダビ	33,000 円	30,000 円
		ドバイ	28,000 円	25,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	イエメン	サヌア	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イスラエル	テルアビブ	41,000 円	37,000 円
		その他の地	36,000 円	33,000 円
	イラク	バグダット	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	イラン	テヘラン	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	オマーン	マスカット	15,000 円	14,000 円
		その他の地	17,000 円	15,000 円
	カタール	ドーハ	19,000 円	17,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
	クウェート	クウェート	25,000 円	23,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	サウジアラビア	リヤド	47,000 円	43,000 円
		ジッダ	23,000 円	21,000 円
		その他の地	41,000 円	37,000 円
	シリア	ダマスカス	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	トルコ	アンカラ	17,000 円	15,000 円
		イスタンブール	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	バーレーン	マナーマ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円

	ヨルダン	アンマン	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
	レバノン	ベイルート	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
	その他の国		25,000 円	23,000 円
アフリカ	アルジェリア	アルジェ	33,000 円	30,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	アンゴラ	ルアンダ	52,000 円	47,000 円
		その他の地	52,000 円	47,000 円
	ウガンダ	カンパラ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	エジプト	カイロ	35,000 円	32,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
	エチオピア	アディスアベバ	20,000 円	18,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
	ガーナ	アクラ	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
	ガボン	リーブルビル	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	カメルーン	ヤウデン	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	ギニア	コナクリ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ケニア	ナイロビ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
	コートジボワール	アビジャン	35,000 円	32,000 円
		その他の地	35,000 円	32,000 円
	コンゴ民主共和国	キンシャサ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ザンビア	ルサカ	36,000 円	33,000 円
		その他の地	41,000 円	37,000 円
	ジブチ	ジブチ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	ジンバブエ	ハラレ	21,000 円	19,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
	スーダン	ハルツーム	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
	セーシェル	ビクトリア	24,000 円	22,000 円

		その他の地	24,000 円	22,000 円
セネガル		ダカル	44,000 円	40,000 円
		その他の地	43,000 円	39,000 円
タンザニア		ダルエスサラーム	24,000 円	22,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
チュニジア		チュニス	32,000 円	29,000 円
		その他の地	32,000 円	29,000 円
ナイジェリア		アブジャ	34,000 円	31,000 円
		その他の地	34,000 円	31,000 円
ナミビア		ウィンドフック	14,000 円	13,000 円
		その他の地	19,000 円	17,000 円
ブルキナファソ		ワガドゥクー	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
ベナン		コトヌ	30,000 円	27,000 円
		その他の地	30,000 円	27,000 円
ボツワナ		ハボローネ	25,000 円	23,000 円
		その他の地	25,000 円	23,000 円
マダガスカル		アンタナナリボ	26,000 円	24,000 円
		その他の地	26,000 円	24,000 円
マラウイ		リロングウェ	29,000 円	26,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
マリ		バマコ	45,000 円	41,000 円
		その他の地	45,000 円	41,000 円
南アフリカ共和国		プレトニア	18,000 円	16,000 円
		その他の地	20,000 円	18,000 円
南スーダン		ジュバ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
モーリシャス		ポートルイス	42,000 円	38,000 円
		その他の地	29,000 円	26,000 円
モーリタニア		ヌアクショット	23,000 円	21,000 円
		その他の地	23,000 円	21,000 円
モザンビーク		マプト	20,000 円	18,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
モロッコ		ラバト	22,000 円	20,000 円
		その他の地	21,000 円	19,000 円
リビア		トリポリ	24,000 円	22,000 円
		その他の地	24,000 円	22,000 円
ルワンダ		キガリ	32,000 円	29,000 円

	その他の地	32,000 円	29,000 円
	その他の国	24,000 円	22,000 円
その他の地域		23,000 円	21,000 円

別表第 8 宿泊手当（第 2 2 条関係）

1 本邦

区分	宿泊手当 (一夜につき)
全ての地	2,400 円

2 外国

区 分		宿泊手当 (一夜につき)
地域	国名	
アジア	インド	4,800 円
	インドネシア	4,500 円
	カンボジア	5,400 円
	シンガポール	5,400 円
	スリランカ	5,400 円
	タイ	5,400 円
	大韓民国	5,400 円
	中華人民共和国	5,100 円
	ネパール	5,100 円
	パキスタン	5,400 円
	バングラデシュ	5,400 円
	東ティモール	5,400 円
	フィリピン	5,400 円
	ブルネイ	5,400 円
	ベトナム	4,800 円
	マレーシア	5,100 円
	ミャンマー	5,400 円
	モルディブ	5,400 円
	モンゴル	5,400 円
	ラオス	5,400 円
	その他の国	5,400 円
大洋州	オーストラリア	5,400 円
	キリバス	5,400 円
	サモア	5,400 円
	ソロモン	5,400 円

	トンガ	5,400 円
	ニュージーランド	5,400 円
	バヌアツ	5,400 円
	パプアニューギニア	5,400 円
	パラオ	5,400 円
	フィジー	5,400 円
	マーシャル	5,400 円
	ミクロネシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円
北米	アメリカ合衆国	5,400 円
	カナダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中南米	アルゼンチン	5,400 円
	ウルグアイ	5,400 円
	エクアドル	5,400 円
	エルサルバドル	5,400 円
	キューバ	4,800 円
	グアテマラ	5,400 円
	コスタリカ	5,400 円
	コロンビア	5,400 円
	ジャマイカ	5,400 円
	チリ	5,400 円
	ドミニカ共和国	5,400 円
	トリニダード・トバゴ	5,400 円
	ニカラグア	4,800 円
	ハイチ	5,400 円
	パナマ	5,400 円
	パラグアイ	5,400 円
	バルバドス	5,400 円
	ブラジル	3,900 円
	ベネズエラ	5,400 円
	ペルー	5,400 円
	ボリビア	4,500 円
	ホンジュラス	5,400 円
	メキシコ	5,400 円
	その他の国	4,800 円

欧州	アイスランド	5,400 円
	アイルランド	5,400 円
	アゼルバイジャン	5,400 円
	アルバニア	5,400 円
	アルメニア	5,400 円
	イタリア	5,400 円
	ウクライナ	5,400 円
	ウズベキスタン	5,400 円
	英国	5,400 円
	エストニア	5,400 円
	オーストリア	5,400 円
	オランダ	5,400 円
	カザフスタン	5,400 円
	北マケドニア	5,400 円
	キプロス	5,400 円
	ギリシア	5,400 円
	キルギス	5,100 円
	クロアチア	5,400 円
	ジョージア	5,400 円
	スイス	5,400 円
	スウェーデン	5,400 円
	スペイン	5,400 円
	スロバキア	5,400 円
	スロベニア	5,400 円
	セルビア	5,400 円
	タジキスタン	5,400 円
	チェコ	5,400 円
	デンマーク	5,400 円
	ドイツ	5,400 円
	トルクメニスタン	5,400 円
	ノルウェー	5,400 円
	バチカン	5,400 円
	ハンガリー	5,400 円
	フィンランド	5,400 円
	フランス	5,400 円
	ブルガリア	5,400 円

	ベラルーシ	5,400 円
	ベルギー	5,400 円
	ポーランド	5,100 円
	ボスニア・ヘルツェゴ ビナ	5,400 円
	ポルトガル	5,400 円
	モルドバ	5,400 円
	ラトビア	5,400 円
	リトアニア	5,400 円
	ルーマニア	5,400 円
	ルクセンブルク	5,400 円
	ロシア	5,400 円
	その他の国	5,400 円
中東	アフガニスタン	5,400 円
	アラブ首長国連邦	5,400 円
	イエメン	5,400 円
	イスラエル	5,400 円
	イラク	5,400 円
	イラン	5,400 円
	オマーン	5,100 円
	カタール	5,400 円
	クウェート	5,400 円
	サウジアラビア	5,400 円
	シリア	5,400 円
	トルコ	5,400 円
	バーレーン	5,400 円
	ヨルダン	5,400 円
	レバノン	5,400 円
	その他の国	5,400 円
アフリカ	アルジェリア	5,400 円
	アンゴラ	5,400 円
	ウガンダ	5,400 円
	エジプト	5,400 円
	エチオピア	5,400 円
	ガーナ	5,400 円
	ガボン	5,400 円
	カメルーン	5,400 円

	ギニア	5,400 円
	ケニア	5,400 円
	コートジボワール	5,400 円
	コンゴ民主共和国	5,400 円
	ザンビア	5,400 円
	ジブチ	5,400 円
	ジンバブエ	5,400 円
	スーダン	5,400 円
	セーシェル	5,400 円
	セネガル	5,400 円
	タンザニア	5,400 円
	チュニジア	5,400 円
	ナイジェリア	5,400 円
	ナミビア	5,400 円
	ブルキナファソ	5,400 円
	ベナン	5,400 円
	ボツワナ	5,400 円
	マダガスカル	5,400 円
	マラウイ	5,400 円
	マリ	5,400 円
	南アフリカ共和国	5,400 円
	南スーダン	5,400 円
	モーリシャス	5,400 円
	モーリタニア	5,400 円
	モザンビーク	5,400 円
	モロッコ	5,400 円
	リビア	5,400 円
	ルワンダ	5,400 円
	その他の国	5,400 円
その他の地域		5,400 円

別表第9 転居費（第23条関係）

1 内国旅行

区 分	役 員	職 員
鉄道 50 キロメートル未満	126,000 円	107,000 円

鉄道50キロメートル以上 100キロメートル未満	144,000円	123,000円
鉄道100キロメートル以上 300キロメートル未満	178,000円	152,000円
鉄道300キロメートル以上 500キロメートル未満	220,000円	187,000円
鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	292,000円	248,000円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	306,000円	261,000円
鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	328,000円	279,000円
鉄道2,000キロメートル以上	381,000円	324,000円

備考

- 赴任の際家族を移転する場合には、旧勤務地（新たに採用された役職員については、赴任前の居住地を旧勤務地とみなす。以下同じ。）から新勤務地までの路程に応じた上記の定額を支給する。
- 赴任の際家族を移転しない場合には、前項に規定する額の2分の1に相当する額を支給する。
- 赴任の際家族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前項に規定する額に相当する額（赴任の後家族を移転する間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前項に規定する額に相当する額の合計額）を支給する。
- 前項の場合において、家族を移転した際における転居費の定額が役職員が赴任した際の転居費の定額と異なるときは、同項の額は、家族を移転した際における転居費の定額を基礎として計算する。
- 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。
- 旅行命令権者は、業務上必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第3項の期間について延長することができる。
- 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、当該役職員の移転について、その期間を延長することができる。

2 外国旅行

区 分	役 員	職 員
鉄道100キロメートル未満	141,000円	116,000円
鉄道100キロメートル以上 500キロメートル未満	188,000円	154,000円
鉄道500キロメートル以上 1,000キロメートル未満	269,000円	220,000円
鉄道1,000キロメートル以上 1,500キロメートル未満	338,000円	276,000円

鉄道1,500キロメートル以上 2,000キロメートル未満	425,000円	348,000円
鉄道2,000キロメートル以上 5,000キロメートル未満	521,000円	428,000円
鉄道5,000キロメートル以上 10,000キロメートル未満	575,000円	471,000円
鉄道10,000キロメートル以上 15,000キロメートル未満	628,000円	514,000円
鉄道15,000キロメートル以上 20,000キロメートル未満	680,000円	556,000円
鉄道20,000キロメートル以上	734,000円	601,000円

備考

- 1 赴任の際家族を移転する場合には、旧勤務地から新勤務地までの路程に応じた上記の定額を支給する。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号の規定する額による。
 - (1) 2人以上の家族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
 - (2) 外国勤務の役職員が赴任を命ぜられた場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額
 - (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として旅費細則に定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額（前2項の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本項において同じ。）に、水路が含まれる場合にあっては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあっては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ旅費細則に定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際家族を随伴しない場合の転居費の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際家族を随伴しないが、同一勤務地について1回限り、家族を勤務地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせる場合の転居費の額は、赴任の際に家族を居住地から勤務地へ随伴したものとみなして第1項の規定を適用した場合における転居費に相当する額から、当該居住地から当該家族を随伴しないで勤務地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における転居費の額に相当する額を差し引いた額とする。
- 4 前項の転居費の計算については、第23条における別表第9（1内国旅行）第4項の規定を準用する。

別表第10 死亡手当（第27条関係）

区 分	死亡手当
全ての者	930,000円